



平成 30 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 西尾レントオール株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志
(コード番号 9699 東証第一部)
問合せ先 常 務 取 締 役 新 田 一 三
本社管理部門管掌
(TEL 06-6251-7302)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

平成30年2月19日の取締役会決議により、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、1965年の道路機械レンタル開始以来、建設現場で使用される機械・器具のレンタル商品化に努めると共に、レンタルを通じて、現場の安全と効率化、環境対策・イメージアップなどについて貢献してまいりました。当初、建設業界におけるレンタルの位置付けは“臨時の調達方法”というものでしたが、現在では“経営の合理化や多種多様な現場への対応”という観点から、機械を保有せずレンタルを活用する、という考えが定着し、レンタルの活躍の場が拡大しております。また、建設業界以外の分野においても展示会やイベント用の機材や通信映像機器のレンタルを手がけるなど、常に事業領域の拡大に努めてまいりました。

その様な状況下、当社グループでは、中期経営計画“Beyond 2020”（平成30年9月期から平成32年9月期まで）をスタートさせており、「国内市場の深耕」、「海外市場の拡大」、「事業インフラの革新」の3つの施策により、持続的成長可能なビジネスモデルの構築を目指します。

国内市場におけるターゲット現場の深耕として、3次元データの活用により建設業界の生産性を向上させるICT施工・i-Construction、高速道路・橋梁等を対象としたインフラメンテナンス工事、火力発電所等のプラント工事に注力してまいります。これらの現場においてレンタル資産投資回収率（ROI）*の高い機種の利用を促進することで、当社の収益性向上が期待されます。また、イベント分野では、2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた大型仮設テント、天然芝養生等の仮設対応の受注に力を入れてまいります。

海外市場においては、規模の拡大に注力します。特にオーストラリアや東南アジアでレンタル資産を増強し、拡大する建設需要への対応を強化してまいります。

事業インフラにおいては、IT活用による革新として、IoT技術を活用した機械の在庫・整備履歴管理を行う他、商用車専用のカーシェアリング モビシステムの拠点を拡充し、より使いやすいサービスを提供してまいります。

今回の新株式発行及び自己株式処分による調達資金は、全額をレンタル資産購入資金に充当する予定です。今回の資金調達により強固な財務体質を構築することで、今後の投資に向けた機動性を確保し、上記中期経営計画を実行に移してまいります。そして、更なる企業価値向上によって、株主の皆様への利益還元にも努めてまいります。

*レンタル資産投資回収率（ROI）＝レンタル収入÷レンタル資産取得価額相当額

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 974,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年2月27日(火)から平成30年3月2日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年3月6日(火)から平成30年3月9日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 西尾公志に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,200,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成30年3月6日(火)から平成30年3月9日(金)までの間のいずれかの日。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 西尾公志に一任する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 326,100株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から326,100株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 西尾公志に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 326,100株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 決 定 方 法 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 及 び 資 本 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と 準 備 金 の 額 き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成30年3月27日(火)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成30年3月28日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 西尾公志に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から326,100株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、326,100株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年2月19日（月）の取締役会決議により、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式326,100株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成30年3月28日（水）を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月20日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	27,091,364株	（平成30年1月31日現在）
公募による新株式発行による増加株式数	974,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	28,065,364株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	326,100株	（注）
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	28,391,464株	（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,558,220株	（平成30年1月31日現在）
処分株式数	1,200,000株	
処分後の自己株式数	358,220株	

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 8,908,582,521 円については、全額を平成 30 年 9 月末までに建設需要に対応するためのレンタル資産購入資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成 30 年 2 月 19 日現在（ただし、既支払額については平成 29 年 12 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

設備投資計画

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社及び 連結子会社	当社本社 (大阪市中央区) 他 401 店所	レンタル 関連事業 及びその他	レンタル用 資産・販売 設備	31,494	9,255	自己資金、 借入金、 増資資金 及び自己株式 処分資金 (注) 2.	平成 29 年 10 月	平成 30 年 9 月
			社用設備	5,801	1,416	自己資金 及び借入金		

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 増資資金は、今回の公募による新株式発行及び本件第三者割当増資に係る調達資金であり、自己株式処分資金は、今回の公募による自己株式の処分に係る調達資金であります。

3. 投資後の増加能力については合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績に与える影響は軽微です。ただし、今回の調達資金を建設需要に対応するためのレンタル資産購入資金に充当することにより、中長期の事業収益拡大と自己資本の充実・財務基盤の強化を図り、将来的な企業価値向上に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する配当政策は経営の最重要課題の一つと位置づけております。旺盛な資金需要を賄うため、財務の安全性・健全性にも留意しつつ今後段階的に配当性向を引き上げ平成 34 年 9 月期には配当性向 30%を目指します。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、毎年 3 月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。当社は、上記

(1) 利益配分に関する基本方針に基づき配当を実施していく所存であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、安定した利益配分の財源の他、レンタル資産の増強及び M&A 等の積極的な成長戦略に充てる予定であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
1株当たり連結当期純利益金額	282.88円	258.90円	275.79円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	50.00円 (-)	57.00円 (-)	57.00円 (-)
連結配当性向	17.7%	22.0%	20.7%
自己資本連結当期純利益率	11.9%	10.0%	9.8%
連結純資産配当率	2.1%	2.2%	2.0%

- (注) 1. 連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益（又は連結当期純利益）を自己資本（純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資による新株式発行後の発行済株式総数（28,391,464株）に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.07%となる見込みであります。

ストックオプション（新株予約権）付与の状況（平成30年2月19日現在）

決議年月日	交付株式 残数	行使時の 払込金額 (1株当たり)	行使により株式を 発行する場合の 株式の発行価格	資本 組入額	行使期間
平成20年12月19日 (定時株主総会) 平成22年11月29日 (取締役会)	10,500株	1円	384円	192円	自 平成22年12月22日 至 平成52年12月21日
平成24年11月30日 (取締役会)	4,400株	1円	987円	494円	自 平成24年12月21日 至 平成54年12月20日
平成25年11月29日 (取締役会)	1,700株	1円	2,429円	1,215円	自 平成25年12月20日 至 平成55年12月19日
平成26年11月28日 (取締役会)	1,600株	1円	3,341円	1,671円	自 平成26年12月23日 至 平成56年12月22日
平成27年11月27日 (取締役会)	1,700株	1円	2,819円	1,410円	自 平成27年12月22日 至 平成57年12月21日

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
始 値	4,235 円	2,368 円	2,987 円	3,745 円
高 値	4,300 円	3,515 円	3,875 円	4,245 円
安 値	2,268 円	2,010 円	2,764 円	3,125 円
終 値	2,342 円	2,957 円	3,745 円	3,790 円
株価収益率	8.3 倍	11.4 倍	13.6 倍	—

- (注) 1. 平成30年9月期の株価については、平成30年2月16日(金)現在で表示しています。
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社ニシオトレーディング、西尾公志、一般財団法人レントオール奨学財団及び日浦知子は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。